

27 別表1 測定方法

区分	項目	報告下限値 (mg/L)	環境基準値 (mg/L)	測定方法
生活環境項目等	水温	—	—	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)7.1に定める方法
	水温	—	—	規格7.2に定める方法
	外観	—	—	規格8に定める方法
	臭気	—	—	規格10に定める方法
	透明度	—	—	規格9に定める方法
	透視度	—	—	海洋観測指針による方法
	透明度	—	—	規格12.1に定める方法
	pH	—	6.0~8.5	規格32に定める方法
	DO	0.5	2.0~7.5	規格21に定める方法
	BOD	0.5	1.0~10	規格17に定める方法
	COD	0.5	1.0~8.0	規格17に定める方法
	SS	1	1~100	昭和46年環境庁告示第59号(以下「告示」という。)付表8に掲げる方法
	大腸菌群数	大腸菌群数	—	50~5000
油分		0.5	概数値	告示付表10に掲げる方法
全窒素		0.05	0.1~1.0	規格45.2、45.3又は45.4に定める方法
全リン		0.003	0.005~0.1	規格46.3に定める方法
健康項目	カドミウム	0.001	0.01	規格55に定める方法
	全シアン	0.1	概数値	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
	鉛	0.002	0.01	規格54に定める方法
	六価クロム	0.02	0.05	規格65.2に定める方法
	砒素	0.005	0.01	規格61.2又は61.3に定める方法
	総水銀	0.0005	0.0005	告示付表1に掲げる方法
	アルキル水銀	0.0005	概数値	告示付表2に掲げる方法
	PCB	0.0005	概数値	告示付表3に掲げる方法
	ジクロロメタン	0.002	0.02	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	四塩化炭素	0.0002	0.002	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	1,2-ジクロロエタン	0.0004	0.004	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
	1,1-ジクロロエチレン	0.002	0.02	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004	0.04	同上
	1,1,1-トリクロロエタン	0.0005	1	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	1,1,2-トリクロロエタン	0.0006	0.006	同上
	トリクロロエチレン	0.002	0.03	同上
	テトラクロロエチレン	0.0005	0.01	同上
	1,3-ジクロロプロパン	0.0002	0.002	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
	チウラム	0.0006	0.006	告示付表4に掲げる方法
	シマジン	0.0003	0.003	告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
	チオベンカルブ	0.002	0.02	同上
	ベンゼン	0.001	0.01	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	セレン	0.002	0.01	規格67.2又は67.3に定める方法
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.02	10	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
	ふっ素	0.1	0.8	規格34.1に定める方法又は告示付表6に掲げる方法
	ほう素	0.02	1	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は告示付表7に掲げる方法

注：硝酸性窒素の濃度は硝酸イオンの濃度に換算計数0.2259を、また、亜硝酸性窒素の濃度は亜硝酸イオンの濃度に換算計数0.3045を、それぞれ乗じて求める。

なお、硝酸性窒素の報告下限値、亜硝酸性窒素の報告下限値はともに0.01 mg/Lとする。

区分	項目	報告下限値 (mg/L)	指針値 (mg/L)	測定方法
要 監 視 項 目	クロロホルム	0.006	0.06	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.004	0.04	同上
	1,2-ジクロロプロパン	0.006	0.06	同上
	p-ジクロロベンゼン	0.03	0.2	同上
	イソキサチオン	0.0008	0.008	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について(環境庁水質保全局水質規制課長通知、平成5年環水規第121号(以下「通知」という。))付表1の第1又は第2に掲げる方法
	ダイアジノン	0.0005	0.005	同上
	フェニトロチオン	0.0003	0.003	同上
	イソプロチオラン	0.004	0.04	同上
	オキシシン銅	0.004	0.04	通知付表2に掲げる方法
	クロロタロニル	0.004	0.05	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法
	プロピザミド	0.0008	0.008	同上
	E P N	0.0006	0.006	同上
	ジクロロボス	0.001	0.008	同上
	フェノブカルブ	0.002	0.03	同上
	イプロベンホス	0.0008	0.008	同上
	クロルニトロフェン	0.0001	—	同上
	トルエン	0.06	0.6	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
	キシレン	0.04	0.4	同上
	フタル酸ジエチルヘキシルニッケル	0.006	0.06	通知付表3の第1又は第2に掲げる方法
	モリブデン	0.005	—	規格59.3に定める方法又は通知付表4若しくは付表5に掲げる方法
アンチモン	0.01	0.07	規格68.2に定める方法又は通知付表4若しくは付表5に掲げる方法	
塩化ビニルモノマー	0.001	0.02	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(環境省環境管理局水環境部長通知、平成16年環水企発第040331003号・環水土発第040331005号(以下「通知2」という。))付表5の第1、第2又は第3に掲げる方法	
エピクロロヒドリン	0.0002	0.002	通知2付表1に掲げる方法	
1,4-ジオキサン	0.0001	0.0004	通知2付表2に掲げる方法	
全マンガン	0.005	0.05	通知2付表3の第1又は第2に掲げる方法	
ウラ	0.02	0.2	規格56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法	
ウラ	0.0002	0.002	通知2付表4の第1又は第2に掲げる方法	
特 殊 項 目 等	フェノール類	0.01	—	規格28.1に定める方法又は自動分析(4-アミノアンチピリン法)
	銅	0.01	—	規格52.2若しくは52.4に定める方法
	亜鉛	0.005	—	規格53に定める方法
	鉄(溶解性)	0.1	—	日本工業規格M0202の3.1.4の(2)及び規格57.2に定める方法又は規格57.3に定める方法
	マンガン(溶解性)	0.05	—	日本工業規格M0202の3.1.4の(2)及び規格56.2に定める方法又は規格56.4に定める方法
	クロム	0.02	—	規格65.1に定める方法
	塩素イオン	0.5	—	規格35.1及び35.2に定める方法又は自動分析(チオアンチピリン法)
	クロロフィルa	0.1(µg/L)	—	アセトン抽出、三色比色法
	硫化水素	0.1	—	メチレンブルーによる吸光度法及びよう素滴定法
	アンモニウム態窒素	0.01	—	規格42に定める方法又は自動分析(インドフェノール法)
植物プランクトン	—	—	静置濃縮法により同定、計数	
動物プランクトン	—	—	プランクトンネット濃縮法により同定、計数	
水 保 全 生 項 目	全亜鉛	0.001	0.01~0.03	規格53に定める方法
	クロロホルム	0.003	0.006~3	日本工業規格K0125の5.1、5.2及び5.3.1に定める方法
	フェノール	0.005	0.01~2	水質汚濁に係る環境基準等についての一部を改正する件の施行等について(環境省環境管理局水環境部長通知、平成15年環水企発第031105001号・環水管発第031105001号(以下「通知3」という。))付表1に掲げる方法
	ホルムアルデヒド	0.03	0.03~1	通知3付表2に掲げる方法